

令和7年度中国・香港における観光営業代行等業務委託 仕様書

1 業務名

令和7年度中国・香港における観光営業代行等業務委託

2 委託期間

- (1) 契約締結の日から令和9年2月28日まで。
- (2) 下記「5 委託内容」の業務は、契約日から令和8年3月17日までに完了すること。

3 事業の趣旨

人員面、経費面あるいは海外旅行会社とのコネクションが無い場合、保有する観光コンテンツの海外営業を行うことができない福井県内の観光事業者（以下、「県内事業者」という。）に代わり、中国・香港において県内事業者の観光コンテンツや「海外旅行会社との取引拡大推進事業 中国からの誘客促進助成金」（以下、助成金という。）を活用し、旅行商品を造成する現地旅行会社を探し、本県への旅行商品の造成、販売、送客に結び付ける。

4 事業実施にあたっての与件

- (1) 営業代行の対象地域
上海市、浙江省、広東省、北京市、大連市、香港（以下、「営業地域」という。）
- (2) 事業の目的
本事業では、営業地域からの県内外国人宿泊者数の増加を目的とする。

5 委託内容

- (1) 営業地域の旅行会社への営業活動
 - ア 本県が有する海外営業資料（多言語タリフ）および営業地域向けセールシートを活用し営業を行うこと。その他、営業地域で使用するため、必要に応じて営業ツール（SNS アカウント、ウェブページ等）の作成等を行うこと。
 - イ 上記アの観光コンテンツのほか、中国・香港からの訪日旅行者に好まれるような観光コンテンツを活用する場合には、県内事業者に対しインバウンド客の受け入れが可能かどうかの確認を行うとともに、営業代行の対象とすることの了解を得ること。
 - ウ 上記ア、イの観光コンテンツを繋ぎ、福井県内で宿泊を含むモデルプランを作成すること。
 - エ 上記ア、イ、ウを用いて、営業地域の旅行会社に営業を行い、旅行商品の造成、販売および催行を目指すこと。なお、営業を行う旅行会社の選定は受託事業者の責任において行い、県と協議の上、決定すること。なお、営業地

域からそれぞれ最低2社を含めること。

オ 営業先の旅行会社からの観光コンテンツに関する問い合わせについて、速やかに対応すること。

カ 営業地域の旅行会社が本県に関する旅行商品を造成した場合、その商品の販売および催行状況を可能な限り把握すること。

(2) ファムトリップの実施

ア 中国の旅行会社を招請し、県内観光素材のファムトリップを行うこと。

イ ファムトリップは県内宿泊2泊以上、招請する中国の旅行会社は10社以上を目安とし、県と協議の上、日程等を決定すること。

ウ ファムトリップには香港を除く営業地域からそれぞれ最低1社を含むこと。香港の旅行会社はファムトリップの対象外とするため注意すること。

エ ファムトリップの行程中、招請した旅行会社に対し県内観光事業者が観光コンテンツのPRおよび名刺交換を行う時間を設けること。

ウ 上記エに必要な会場、通訳の手配および参加する県内観光事業者の募集を行うこと。なお、県内事業者の募集方法等は、県と協議の上、決定すること。

(3) 助成金事務局の運営等

① 助成金事務局の運営

県が定める助成金実施要綱(仕様書別紙)等に基づき、事務局を運営すること。

県が要綱の変更等を行った場合においても、柔軟に対応すること。

② 実施場所等

業務内容の実施に係る作業場所、使用機器および消耗品等は、受託者により準備すること。

③ 事務局体制の構築

ア 助成金申請等に使用するため、専用メールアドレスまたは電子申請システムを準備すること。

イ 業務の実施に当たり、事務局となる場所、人員、設備、備品等を確保し、受託者および県が執行管理できる事務局体制を構築すること。また、個人情報が出ることがないように十分な個人情報漏洩対策や情報セキュリティ体制を構築すること。

ウ 事務局の運営に係る事務マニュアルを県と協議の上で作成するとともに、配置する人員等の関係者間で共有すること。

エ 事務局には、原則、業務責任者(県との連絡責任者を兼ねる)1名を常駐させるとともに、情報セキュリティ責任者1名(兼務可)を配置すること。人員の配置に当たっては、事務スケジュールに照らし、事務量の多寡を考慮した配置を行うこと。また、問い合わせや申請等が多くなった場合でも臨機応変に対応できる体制を構築すること。

オ 助成金の申請件数が想定に比べ大幅に少ない場合の体制変更や経費の取扱については、県と受託者において協議の上、決定する。

カ 事務局の運営専用の口座を開設し、助成金の給付が全て完了するまで適切に管理すること。口座の出納状況および残高等は、適宜報告が可能な状態にすること。

キ 中国の銀行口座への送金に対応すること。

④ コールセンターでの問合せ対応

ア 助成金に関する問い合わせに対しては、契約後速やかにコールセンターを開設し、必要人員を配置して対応すること。コールセンターは、少なくとも平日10時から18時まで（中国時間）は対応できるようにすること。

イ コールセンターの業務に当たる人員について、中国からの問い合わせに対応できるだけの十分な語学力を有していること。

⑤ 申請書および実績報告書等の受付

ア 提出先は、受託者が開設する事務局とし、郵送、電子メールまたは電子申請システムによる提出を受け付けること。

イ 受付簿を作成し受付件数の集計を行い、定期的に県に報告できる体制とすること。なお、県から問い合わせがあった場合には、適宜、速やかに回答すること。

⑥ 申請書および実績報告書の審査等

ア 提出された申請書および実績報告書に受付印の押印・記入を行い、助成金実施要綱に基づき、内容および添付書類の確認、審査を行うこと。

イ 申請書および実績報告書に記入されている事項や添付書類に不備、疑義がある場合には、申請者および実績報告者に対して電話等での問い合わせや修正、再提出の依頼など必要な対応を行うこと。

ウ 申請書および実績報告書の内容に不備がない場合の受付から審査完了までの標準処理期間（概ね1週間程度を想定）を県と協議の上で定め、期間内に審査を終えるよう努め、審査結果の承認を県へ求めること。

エ 申請書や実績報告書の内容に係る確認、審査は以下のとおり行うこと。

i 暴力団または暴力団員が経営に関与している事業者等を対象としないこと。

ii 本事業の助成金対象経費の条件に該当する内容であるか評価すること。

iii 不正防止策（本人確認、二重払い防止策等）を系統的に講ずること。

iv 申請書や実績報告書の内容について、判断に迷う案件は、県に相談すること。

v 確認結果について、県が把握できるよう、申請者ごとに情報を整理し、県に提出する仕組みとすること。

vi 県が受託者の確認結果を審査の上、支給を決定し、受託者に審査結果を知らせるものとする。

vii その他、疑義等が生じた際には、適宜県に判断を求めること。

オ 審査が完了した場合は、速やかに審査結果を申請者または実績報告者あて通

知し、不支給の場合には理由を付して通知すること。

⑦ 助成金の支給

実績報告にかかる審査結果の通知後に、速やかに助成金の支給を行うこと。

⑧ 広報

営業地域の旅行会社に当助成金制度を周知し、旅行商品の造成、販売および催行に向けて効果的に活用すること。

⑨ その他

ア 申請、支給件数増加への対応も含め、業務を遂行するための業務計画、実施体制等を具体的に示すとともに、個人情報の管理およびセキュリティ対策を記載すること。

イ 県から助成金原資の概算払を受けた場合には、検査完了後、速やかに精算を行うこと。

ウ 本業務にあたり、公金事務を適切かつ確実に遂行すること。

(4) その他

契約期間中、1回から2回、県職員が現地を訪問し、営業活動に同行する可能性がある。この場合、営業の日時等を調整すること。なお、この場合の移動はタクシー等を利用することとし、専用車の手配は不要である。

6 実績報告等

(1) 毎月10日までに、前月の活動状況、営業先からの観光コンテンツに対する評価、ファムトリップの結果、助成金の申請状況、支給状況などの情報等をとりまとめ、月例報告書として提出すること。

(2) 県は「5 委託内容(1)～(4)」の業務について、月例報告のほか、別途報告を求めることがあるが、速やかに対応すること。

(3) 「5 委託内容(1)～(4)」の業務について、令和8年3月17日までに、実施報告書を提出すること。実施報告書には、業務の概要、実績および事業を通じて明らかになった課題や提言を記載すること。なお、実施報告書の内容に次年度の見込みについて言及がある場合には、次年度にその結果について報告を求める。その他、県が必要とする事項を実施報告書に記載すること。

(4) 令和8年度の送客実績に応じて成功報酬を設定する。成功報酬の算定に使用する送客人数の把握方法の提案をすること。送客人数とは営業を行った現地旅行会社を通して令和8年度に福井県に送客した人数(人泊)が令和7年度実績からどれだけ増加したかという人数のことである。

7 目標値

(1) 最低限、1月あたり20社の旅行会社に対し営業を行うこと。なお、20社の中に必ず営業地域の旅行会社を含むこと。

(2) 送客目標は3,636人泊とする。

8 成功報酬

- (1) 受託者が成功報酬の支払いを希望する場合、県は、営業を行った海外の旅行会社が福井県に送客した人数に基づき成功報酬を算定し支払を行う。
- (2) 対象となるのは、本契約に基づき受託者が契約日から令和8年3月17日の期間に営業を行った海外旅行会社の旅行商品による送客で、令和8年4月1日から令和9年2月28日の算定期間内に福井県に宿泊した人数に基づき算定し、算定期間終了後に支払いを行う。
- (3) 成功報酬は1人泊あたり550円(税込)とし、3,636人泊を上限とする。例えば同一人物が県内で2泊した場合、成功報酬は2人泊として計算する。
- (4) 算定期間内に本県に送客を行った旅行会社が、契約日以前に本県への旅行商品を有し送客の実績がある場合、令和7年度の送客数を上回る人数のみ成功報酬として算入する。
- (5) 成功報酬の支払いを受ける場合、受託者は送客実績報告書に、送客数を証明する書類として、旅行会社名、ツアーコード、ツアー催行日、宿泊施設、宿泊日、人数を記載したリスト、ツアーの旅程表と、営業を行った海外旅行会社の令和8年度における送客がわかる書類を添付し、提出すること。
また、送客した旅行会社に確認を行うため、旅行会社の担当者の連絡先を県に伝えること。

9 委託料の支払い

- (1) 上記「5 委託内容」にかかる委託料については、県の令和7年会計年度中に支払う。ただし、助成金の原資に残額が生じた際は、その額を委託料から減額する。
- (2) 上記「8 成功報酬」にかかる金額は県の令和8年会計年度中に支払う。
- (3) 委託料の支払いは日本円で、日本国内の銀行口座への振り込みに限る。日本国内にある外国の金融機関の口座で、当該口座への振り込みに外国送金と同様の手続きが必要となるものについては利用できないので注意すること。

10 その他留意すること

- (1) 事業の実施にあたり、県内事業者と密接にコミュニケーションを取り、トラブルの無いよう、十分留意すること。
- (2) 本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権、肖像権等は原則として全て県に帰属すること。
- (3) 本業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならないこと。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (4) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、または本業務以外の目的に使用してはならないこと。委託期間はもとより委託期間終了後、または

委託契約が解除された後においても同様とすること。

- (5) 契約の締結および業務の履行に関して必要な経費は、特段の定めのない限り全て受託者の負担とすること。
- (6) 受託者は、本業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならないこと。
- (7) 受託者は、本業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (8) 県民等から情報公開請求があった場合、実績報告書等の情報公開を行う場合がある。
- (9) その他、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務履行については、県と協議して決定の上、書面にて確認すること。